

版	改訂日	該当項目	改訂箇所	改訂内容
1	2024/1/29	-	-	初版発行
2	2026/6/17	(定義)	第2条(11)	<p>■改訂前</p> <p>(11) 利用料金等 利用申込書の料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等</p> <p>■改定後</p> <p>(11) 利用料金等 当社または販売パートナーが提示する見積書に定める利用料金およびこれにかかる消費税等</p>
		(一時的な中断及び提供停止)	第8条(4)	<p>■改訂前</p> <p>(4) 契約者が本サービス用設備等を経由して行う通信が、契約した本サービスのプランが定める目安ピーク帯域幅の値の2倍を超過する場合</p> <p>■改定後</p> <p>(4) 本サービス用設備等を経由する通信量が、当社所定の方法により計測した結果、契約プランに定める上限の2倍を超過した場合</p>
		(利用期間)	第9条 2	<p>■改訂前</p> <p>2. 本サービスの利用実績がない契約者設備については、利用開始日から翌月末日までの期間を無償利用期間とします。無償利用期間満了月の25日までに、当社または契約者のいずれからも解約の意思表示がないときには、無償利用期間満了月の翌月1日を「課金開始日」として同日から有償利用期間とします。</p> <p>■改定後</p> <p>削除</p>
		(最短利用期間)	第10条 3	<p>■改訂前</p> <p>3. 前項にかかわらず、契約者が前条第2項に定める無償利用満了月の25日までに解約の意思表示を行った場合は、前項に列挙する各費用の支払いは生じないものとします。</p> <p>■改定後</p> <p>削除</p>
		(本サービスの利用料金、算定方法等)	第16条	<p>■改訂前</p> <p>(本サービスの利用料金、算定方法等)</p> <p>第16条 本サービスの利用料金、算定方法等は、利用申込書の料金表に定めるとおりとします。</p> <p>■改定後</p> <p>(本サービスの利用料金、算定方法等)</p> <p>第16条 本サービスの利用料金、算定方法等は、当社または販売パートナーが提示する見積書に定めるとおりとし、利用申込書に料金表の記載がある場合には、当該見積書の内容が優先するものとします。</p>
		(善管注意義務)	第24条 2	<p>■改訂前</p> <p>記載なし</p> <p>■改定後</p> <p>2. 当社及び販売パートナーは、本サービスの提供行為の全部または一部の履行を、契約者の承諾なくして第三者に再委託することができるものとします。この場合、再委託を行う当社または販売パートナーは、再委託先の第三者に対し、利用契約と同等の義務を負わせるものとします。</p>